

フランスにおける国内および国際仲裁に関する法改正

2011年1月13日デクレ第2011-48号

フランスにおける国内仲裁および国際仲裁に関する法規定を再編するために交付された2011年1月13日のデクレが5月1日に発効しました。民事訴訟法第1442条以下のこれまでの規定は1980年と1981年のデクレによるものですが、パリが仲裁の世界的中心地としての魅力を維持するために法制度を時代に即したものと修正する必要がありました。

改正の目的は明らかなもので、国内仲裁および国際仲裁の手續を容易かつ迅速にすることにあります。そのために主に、(i) 裁判官の役割の強化、(ii) 仲裁判断執行手續(保全措置も含む)の迅速化、および (iii) 不服申立手續の単純化、を図っています。

さらに、この改正により、1981年以降に出されていた多数の重要判例が成文化され、国内および国際仲裁に関するフランス法がより明確なものとなります。

今回の改正に際し、国内仲裁および国際仲裁という二元性は維持され、国際仲裁に関しては、国内仲裁に関する規定の準用という方法を採用しています。

国内仲裁について、新規定は仲裁を利用するための条件を軟化し、参照仲裁条項(訳注:約定において当該約定が参照する、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書)を合法とし(第1443条)、執行命令に必要な条件に関しては、仲裁判断の原本が手に入らない場合は、そのコピーに執行命令を記載することができるとしています(第1487、1488条)。

さらに、デクレは、仲裁手續の主要原則(迅速性、忠実性、機密性)を確立し、仲裁廷に対して強制罰金のもと暫定措置および保全措置を言い渡す権限を与えること(第1468条)によって、仲裁廷の権威を再認しています。しかしながら、裁判所に管轄権がある保全差押や保全担保に関する権限は認められていません。

また、デクレは仲裁人の忌避、障害、または辞任に関する規定を単純化しています(これらの手續は仲裁廷係属の終結を引き起こすものではなく、新たな仲裁人任命までの中断ということになります- 第1473条)。

最後に、デクレは不服申立手續を改善しています。この点に関して、訴訟当事者の明示的取決めによる場合を除いて取消訴訟のみを認めることを原則とし(旧規定では上訴は一般法上の不服申立手續によるものでした - 第1489条)、再審の申立は控訴院ではなく仲裁廷においてなされるよう規定し(第1502条第2項)、さらに、仲裁判断に対する申立期限の起算日はその送達日であるとし、執行命令を得る必要はないと決めました(第1494条)。

国際仲裁に関しては、旧規定の主な規定がそのまま用いられています(国際仲裁の定義、仲裁人任命の方法、手續準拠法および本案準拠法の決定)。新たなデクレが刷新したのは、主に、困難が生じた場合の裁判官の関与を維持し、その手續を軟化したことにあります。

さらに、裁判官の管轄となるケースが2件追加されました(当該裁判官は、特段の取決めがない場合、パリ大審裁判所所長となります)。当事者が仏国裁判所へ仲裁裁判に関する紛争を付託した場合と、一方の当事者が裁判拒絶の危機にさらされている場合がそれにあたります(第1505条)。後者のケースが加えられたことにより、国際仲裁におけるフランス法の普遍適用可能性が強調されることとなります。

さらに、国際仲裁に関して、デクレは仲裁廷の合議における過半数の原則の適用を除外しています。過半数が得られない場合には、裁判長が単独で裁定することができます(第1513条)。国際仲裁の分野では、全仲裁人が必ずしも同一の法概念を持つわけではありませんので、この規定は非常に有用です。

不服申立に関しては、国内仲裁同様、取消訴訟は仲裁判断の送達より 1 ヶ月以内に行わなければなりません(執行命令が出された仲裁判断の送達よりの起算ではありません - 第 1519 条第 2 項)。

最後に、仲裁判断に対する不服申立の仲裁判断執行中断効果がなくなります(第 1526 条)。この修正点は手続の迅速化と時間稼ぎのための濫用的申立を避けることを目的としています。しかしながら、デクレは、仲裁判断の執行が当事者の権利に深刻な損害を及ぼす場合には、この規定の適用除外を認めています。



Cédric de Pouzilhac ベルセイ&アソシエ法律事務所 パートナー弁護士
Raphaël Richemond ベルセイ&アソシエ法律事務所 弁護士